

「県立特別支援学校通学用バス運行ルート等調査研究事業」仕様書

1 概要

本事業は、県立特別支援学校が運行する通学用バスの現状等について調査するとともに、調査結果を踏まえて、最適な運行ルート等を研究するものである。

2 事業目的

通学用バス（以下「バス」という。）の現状を整理し、各路線を評価するとともに、効率的な運行ルート等を調査研究することにより、児童生徒の通学利便性、安全性及び運行の効率性向上を図る。

3 事業対象校

県立特別支援学校のうちバスを運行する以下の学校

（5月1日時点在校児童生徒数：1,687名）

- ・ 県立岡山西支援学校
- ・ 県立岡山東支援学校
- ・ 県立岡山南支援学校
- ・ 県立倉敷まきび支援学校
- ・ 県立西備支援学校
- ・ 県立東備支援学校
- ・ 県立早島支援学校
- ・ 県立誕生寺支援学校

4 事業内容

（1）バスに乗車している児童生徒の現状分析

ア 現在の運行ルートに係る利用者数、バス停通過ごとの乗車率及び乗車時間を整理すること。各項目の整理については、次のとおり。

① 利用者数

各路線の利用者について、学部・学年ごと（小学部、中学部、高等部（専攻科を含む。）、車いす席の必要性ごと、住所ごと及びバス停ごとに分けて整理すること。

② バス停ごとの乗車率

バス停ごとの乗車率を整理すること。

③ 乗車時間・所要時間

各利用者のバス乗車時間及び自宅から学校までの通学時間を整理すること。なお、自宅からバス停までは車両を使用した場合を想定すること。

- ・ 時間の計測については、道路状況を加味したもので、受託業者の測定基準で行うこと。

イ アで整理した情報から各路線の以下の観点の分析を行い、特徴を抽出する。

- ① 乗車率の高い路線と低い路線
- ② 路線ごとの乗車時間
- ③ 路線ごとの利用者のうち概ねカバーできている地域
- ④ その他検証上必要と認められる情報

(2) バスに乗車していない児童生徒（以下「非利用者」という。）の現状分析

ア 非利用者について項目ごとに整理すること。ただし、訪問教育を受けている又は医療的ケアが必要でバス乗車が不可なもの、寄宿舎生、高等部生徒のうち自力通学している生徒、倉敷まきび支援学校職業コースの生徒及び誕生寺支援学校職業コースの生徒は対象から除く。各項目の整理については、次のとおり。

① 非利用者

学校の非利用者について、学部・学年ごと（小学部、中学部、高等部（専攻科を含む。））及び車いす席の必要性ごと、住所ごとで分けて整理すること。

② 非利用者の想定利用について

非利用者が乗車するケースを想定して、最寄りのバス停ごとに整理すること。ただし、最寄りのバス停よりも学校が近い場合、学校として整理すること。

イ アで整理した情報から以下の観点の分析を行い、特徴を抽出する。

① 通学時間

- ・時間の計測については、道路状況を加味したもので、受託業者の測定基準で行うこと。なお、家から学校までは車両を使用した場合を想定すること。

② 非利用者の居住地域分布

③ その他検証上必要と認められる情報

(3) 運行ルート等の検討・評価、提案

(1) の結果を基に、各路線の検証・評価を行い、最適なルート等を提案すること。

ア 検証・評価について

(1) の結果を基に、各路線について次の観点に基づき、検証・評価を行うこと。総合評価として「適」「要改善」で評価した後、その理由について項目ごとに示すこと。

I 児童生徒の片道の自宅から学校までの通学時間は最長で90分程度までとなっているか。

II 運行ルート及びバス停の位置について運行距離や運行時間の観点か

ら効率的であるか。

- ・運行ルートについて、単に合理性のみを追求したものとせず、道の広さ等運行上の安全面等も考慮すること。
- ・バス停について単にルート上の合理性のみを追求したものとせず、停留所の安全性や広さ、保護者による送迎の利便性、バス停設置に係る調整のしやすさ等も考慮すること。
- ・バスの発着地は学校ごとの契約内容に基づくものとする。

Ⅲ バスのサイズについて

- ・運行しているバスのサイズ等について適当かどうか評価すること。
- ・なお、おおむね乗車率が50%以上90%以下の場合に適当と考えること。
- ・また、障害種におけるバスの特徴も考慮すること。
- ・安全性の観点から補助席は利用しない。

Ⅳ その他所見

- ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの項目の他、受託業者で総合評価に関わる所見がある場合、その理由を示すこと。

イ 提案について

(3) アの検証・評価に基づき、効率的なルート等について次の要件を踏まえた上で、同じ学校内で運行する路線間の調整等による改善案を提案すること。「適」の路線については、改善を要する点がある場合に限り提案すること。

また、新たに提案するルート等について、今まで非利用者であったものも含め想定される利用者を整理すること。なお、改善案に含まれなかった非利用者についても別途整理すること。

- Ⅰ 検証・評価における条件を踏まえ提案すること。
- Ⅱ 現在の利用者について、自宅からバス停までの所要時間が長くなる場合は10分程度までとすること。また、非利用者を含め現在も90分以上の通学時間を要する者は、現在より長くならないようにするとともに、登校時の自宅出発時間及び下校時の自宅帰着時間に極力変更がないようにすること。
- Ⅲ 現在の利用者について、全員乗車できる状態は維持すること。
- Ⅳ (2) ア①及び(3) アⅡの条件を踏まえ、非利用者が新たに乗車することも想定し、バス停の追加・削減・位置変更も検討すること。
- Ⅴ 増便及び統合による減便も検討すること。

(Ⅰ) 増便・大型化について

路線の乗車率が90%超である場合、提案すること。なお、乗車率が90%以下の場合においても受注業者の判断で必要と鑑みる要素があれば提案可能とすること。

(Ⅱ) 統合における減便について

路線の乗車率が50%未満である場合、以下の点を考慮した上で、他の路線との統合を提案すること。

- ・統合後の乗車率が80%以下になること。
- ・統合の際にバスのサイズの変更提案も可能とすること。
- ・統合については同一学校内で行うこと。

Ⅵ 路線間・学校間でのバスの入れ替えや、複数校の同一バス合同利用による提案も可能とすること。

ただし、内容については事前に県教委に相談すること。

Ⅶ その他受託業者で必要と考えるものについて提案すること

(4) 経済性の分析

新たに提案する路線の経費について、それぞれ試算を行うこと。

- ・運行に係る概算費用
- ・ルート変更・増便・大型化・統合時の増減見込額
- ・現行比の増減見込額

(5) 総合的な評価（1次評価）

- ・現在の路線の分析内容と新たに提案する路線を踏まえ、各学校における効果的な運行案を提示すること。

(6) 学校からの評価

- ・1次評価について学校に提示し、学校の実態を踏まえ評価を受けること。
また、その内容を踏まえ、必要に応じて運行案を追加検討・修正すること。

(7) (1)～(6)を踏まえた成果物について県教委に提出すること

5 実施方法

(1) 県から学校の児童生徒リスト及び路線状況の情報を提供してもらい、実施する。児童生徒のリストについては氏名が分からないようにし、住所情報も字までのものとする。必要情報について受託業者から保護者へ個別に聞き取り等を行わないこと。

ア 児童生徒リスト

学部、学年、住所（字まで）、車いす席の必要性、バスの利用有無、利用路線・バス停、その他

イ 路線状況

路線名、現在のバスのサイズ・乗車席・仕様（年式・走行距離）、バス停・路線図、その他

(2) 適宜、学校担当者へのヒアリングや必要に応じてバスに同乗するなど実地調査を行う。

- (3) 現状分析や提案内容については、GIS（地理情報システム）を用いるなどシミュレーションを踏まえ行うこと。
- (4) 新たに提案する運行ルート等に係る経費については、車両、運行距離、運行時間等の想定に基づく試算を行うこと。
- (5) 総合的な評価について、現在の運行ルートと新たに検討した運行ルート等について、事業対象校及び県教委に学校・児童生徒の状況を踏まえ、利便性と経済性を比較説明し、実務上の支障がないよう調整した上で、効率的な運行ルート等を提示する。

6 調査期間

契約日～令和9年3月31日（水）

なお、4（5）は令和8年12月24日（木）までに提示すること。

7 成果物

次のものを通常及び編集可能形式で納品すること。

- ・ 報告書（紙・電子データ）
- ・ 路線別の一覧表
- ・ GIS データまたは地図データ
- ・ 県説明用の概要資料（PowerPoint 等）

8 その他

上記に定めるその他の事項について疑義が生じたときは、県及び受託者で協議の上、決定するものとする。

また、受託者は、業務上知り得た個人情報及び学校情報を適切に管理し、目的外使用、第三者提供及び再委託先への不適切な開示をしてはならない。